

和歌山県移住者継業補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 知事は、現役世代の和歌山県への移住を促進し、県内各地域の振興を図るため、県外から県内移住推進市町村に移住し継業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「移住推進市町村」、「受入協議会」及び「継業」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「移住推進市町村」とは、市町村職員によるワンストップ相談員を配置し、受入協議会を設置して移住を推進している和歌山県内の市町村をいう。
- (2) 「受入協議会」とは、移住推進市町村の住民等で構成され、移住を支援している団体をいう。
- (3) 「継業」とは、事業の経営基盤を引き継ぎ、かつ、移住者独自の視点で事業を再活性化することをいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、概ね 10 年以上定住する意志を持ち、県内で新たに継業を行おうとする者で、別に定める要件を満たす者とする。ただし、次に掲げる要件に該当する者は、補助対象外とする。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

ウ 継業の対象となる事業に係る事業主の配偶者及び当該事業主の 3 親等以内の親族

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象となる事業は、第 3 条に規定する補助金の交付対象者が、移住推進市町村内で継業を行おうとするに当たり、当該継業に必要な契約の締結や施設等の整備を行う事業のうち、知事が別に定める移住継業プラン審査会における審査を経て決定されたものに限るものとする。ただし、農業、林業、漁業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業は、補助の対象となる事業とすることができないものとする。

(交付の対象経費及び補助率)

第5条 補助対象となる事業に係る補助対象経費並びに補助率及び補助限度額は次のとおりとする。ただし、土地の取得に要する費用は、対象経費に含まれないものとする。

対 象 経 費	補助率及び補助限度額
事業を引き継ぐために必要となる費用 (契約書作成に係る弁護士依頼費用その他の手続関係費用、継業の対象となる事業主からの資産取得に要する費用等)	(補助率) 10分の10 (限度額) 100万円 (消費税及び地方消費税は対象外)
施設、機械設備又は工具器具の購入、賃借又は修繕に係る費用のうち、継業の対象となる事業の再活性化に必要であると認められるもの	

(事業応募書類の様式)

第6条 補助事業に係る審査会の審査を受けようとするものは、知事が別に定める期限までに移住継業計画書(別記第1号様式)3部を知事に提出しなければならない。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第7条 規則第4条に規定する補助金等の交付の申請は、要綱第4条に定める審査会の審査を経て内定された者が、知事が別に定める期限までに行う。

2 前項の申請に当たり提出すべき書類は、移住継業計画書(収支予算書含む。)(別記第1号様式)3部及び移住者継業補助金交付申請書(別記第2号様式)1部とする。

3 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額(以下、消費税等仕入控除税額という。))を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し、付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合(補助事業の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。)

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その利用に当たっては、事業の継続に向けて効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿

及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(5) 補助事業完了後5年間は、各年度の事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならないこと。

(6) 交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

（変更の承認）

第9条 前条第1号の規定により、補助事業の内容の変更について、知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（別記第5号様式）に変更内容の分かる書面を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、移住者継業補助金実績報告書（別記第6号様式）とし、知事が別に定める期限までに3部を知事に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、補助対象事業により整備された施設等について現地で検査を行った上で、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかどうかを検討し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 前項の現地での検査は、申請者の立会いの下に行うこととし、申請者は現場での立会いを求められたときは、特別の事情のない限り協力しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとする場合は、移住者継業補助金概算払請求書（別記第7号様式）に請求の内訳を示す書類その他の知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第13条 規則又はこの要綱に基づく書類の提出は、移住推進市町村の長及び当該市町村を管轄する振興局長を経由して行うものとする。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、事業完了後に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間若しくはこれに準ずるものと認められる期間を経過した場

合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（消費税及び地方消費税の額を除く。）
の機械及び器具

(3) その他知事が特に必要があると認めて指定するもの

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 5月 1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。